

商賠繁盛

賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、施設所有管理者特約条項、
請負業者特約条項、生産物特約条項、商賠繁盛追加条項、他



予想もしていなかった賠償事故に見舞われた場合に

商賠繁盛



の特長

1 簡単な保険設計

- ご加入にあたってお選びいただくのは、4つの保険金額パターン(3億円、2億円、1億円、5,000万円)だけです。いずれのパターンも自己負担額はなく、貴社にとって必要となる補償がセットされています。(詳しくは、P3~4をご参照ください。)さらに広い補償を望まれる場合のオプションもご用意しています。
- 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の年間売上高をご確認いただくだけで保険料を算出することができます。(詳しくは、P5~6をご参照ください。)



2 貴社の賠償事故を包括的に補償

貴社の建物や設備を原因とした賠償事故、貴社が行った工事を原因とした賠償事故等、貴社を取りまく賠償事故を幅広く補償します。

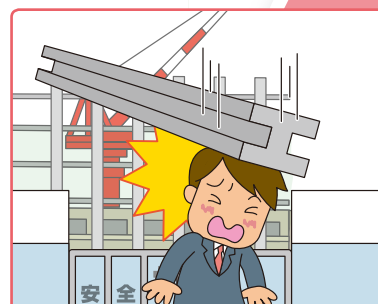


ただし、工事業拡張パックのオプションを選択されていない場合は、事故発生時に直接作業を加えている財物(=作業対象物)の損壊、リース・レンタル財物や支給財物の損壊、工事遅延による損害は補償対象となりません。

こんな事故の場合に



子供が作業場内に立入り、穴に落ちてケガをした。



建築現場から資材が落下し、通行人がケガをした。



事務所の看板が落下し通行人がケガをした。

お支払いする 主な保険金の種類

① 被害者に支払うべき損害賠償金

賠償責任保険では貴社(被保険者)に法律上の賠償責任が生じた場合、被害者に支払うべき損害賠償金(自己負担額の設定がある場合はその金額を差し引いた金額)を保険金としてお支払いします。

- 身体賠償事故の場合…治療費、医療費、慰謝料など
- 財物賠償事故の場合…修理費、再調達に要する費用(注)など

(注)修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

貴社(被保険者)が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。

② 訴訟に際して必要となる費用

- 争訟費用(注)

(注)訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用など

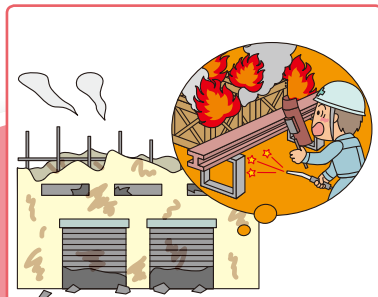
※損保ジャパンの事前の承認が必要です。

③ 事故直後に必要となる費用

- 被害者に対する応急手当、緊急処置等の費用
- 権利保全行使費用
- 損害発生または拡大防止費用

備えて… 商賄繁盛はとってもおすすめの保険です。

保険金をお支払いする保険です。



機械の溶接作業中に火出し、顧客の工場を全焼させた。

オプション



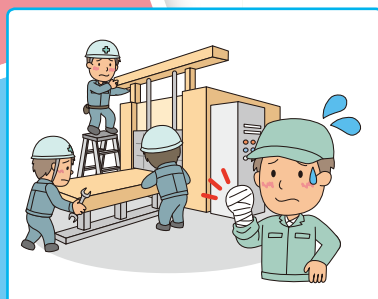
配管の埋設作業中に埋めようと作業していた配管を壊した。

※工事業拡張パックオプションでは、作業対象物の損害に対して保険金をお支払いします。また、工事遅延損害、支給資材、リース・レンタル財物の損害に対しては、500万円を限度として保険金をお支払いします。(支給資材とリース・レンタル財物については、自己負担額5万円となります。)

工事中
の事故

施設の
事故

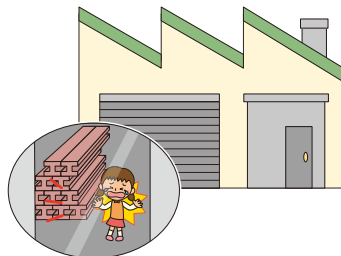
工事
終了後
の事故



機械の据付ミスにより顧客の従業員がケガをした。また、再発防止のため、据付工事をやり直した。

※身体障害が発生した場合は、工事対象物自体の損害について保険金額の3%を限度としてお支払いします。

人格権侵害



工事場内に子供をとり込めたまま施設し、翌日まで気が付かなかった。

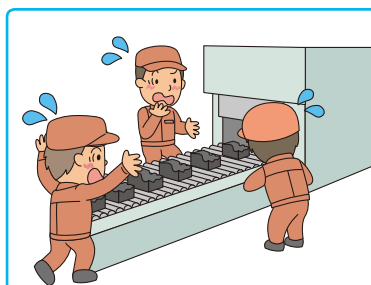
※人格権侵害または宣伝障害の支払限度額は、被害者1名につき100万円、1事故・保険期間中につき1,000万円となります。



マンホールのふたをしめ忘れたため通行人が落ちケガをした。



引き渡し直後のビルの壁がくずれ、隣の店舗が壊れた。



修理後の機械が正常に作動しなかったため大量の不良製品ができた。

④ 事故解決のために協力する費用

● 損保ジャパンが必要に応じ事故解決にあたる場合に、貴社(被保険者)が支出する協力費用

②③④の費用は、自己負担額はありせん。また、保険金額の外枠払い(②のみ外枠比例払い(注))でのお支払いとなります。

(注) ① 損害賠償金の額が保険金額(支払限度額)を超える場合、②の費用は争訟費用の総額に対して、保険金額÷①損害賠償金の割合でお支払いします。

⑤ 身体賠償事故の発生時のみ

● 工事対象物自体の損害 基本補償の保険金額の3%限度(1事故・保険期間中)
● 回収費用(注) 基本補償の保険金額の3%限度(1事故・保険期間中)

(注) 回収すべき工事対象物の輸送費用、検査費用、保管費用、廃棄費用等をいいます。

⑥ 工事業拡張パック(オプション)

	支払限度額	自己負担額
● 作業対象物の補償	基本補償の1事故保険金額と同額	なし
● 支給資材の補償	1事故 500万円(注)	1事故5万円
● リース・レンタル財物の補償	1事故 500万円(注)	1事故5万円
● 工事遅延損害の補償	1事故 500万円(注)	なし

(注) 基本補償の1事故保険金額内での支払いとなります。

商賠繁盛(工事業)の主な補償内容

すべてのご契約にセットされる補償(基本補償)

施設・昇降機の所有、使用または管理に起因する賠償責任 (施設所有管理者特約条項・商賠繁盛追加条項)	施設・昇降機の所有、使用または管理、および業務遂行(工事を除きます。)に起因して、第三者に身体の障害または財物の損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。漏水に起因する賠償責任も補償します。この補償の保険金額は3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありせん。)
工事中の第三者への賠償責任 (請負業者特約条項)	被保険者が行う工事に起因して、第三者に身体の障害または財物の損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。この補償の保険金額は3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありせん。)
仕事の結果に起因する賠償責任 (生産物特約条項)	被保険者が行った工事の結果に起因して、第三者に身体の障害または財物の損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。この補償の保険金額は保険期間を通じて3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。なお、この保険金額は保険期間中のお支払限度額となります。(自己負担額はありせん。) 〈注〉生産物特約条項で補償の対象となる身体賠償事故または財物賠償事故が発生し、完成品メーカーや販売店などから回収費用を求償された場合、被保険者以外の第三者が負担した回収費用については、生産物特約条項の補償対象となります。なお被保険者が負担した回収費用は下記の生産物回収費用にて補償します。ただし、身体賠償事故が発生した場合にかぎりません。
人格権を侵害した場合の賠償責任 (商賠繁盛追加条項)	不当な身体の拘束や生産物や仕事の宣伝等によって名誉き損やプライバシーの侵害が発生した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 この補償の保険金額は、被害者1名につき100万円、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。(自己負担額はありせん。)
生産物自体の損害 (商賠繁盛追加条項)	生産物特約条項で補償の対象となる身体賠償事故が発生した場合の、生産物(工事対象物)自体の損害について補償します。この補償の保険金額は、保険期間を通じて基本補償(生産物特約条項)として設定いただく保険金額(3億円、2億円、1億円、5,000万円のいずれか)の3%が限度となり、かつ、基本補償(生産物特約条項)で支払われる保険金と合算して基本補償の保険金額を限度とします。(自己負担額は基本補償と同額です。) ※財物賠償事故のみが発生した場合は、補償の対象となりません。
生産物回収費用 (商賠繁盛追加条項)	生産物特約条項で補償の対象となる身体賠償事故が発生した場合の、生産物(工事対象物)の回収費用について補償します。この補償の保険金額は、保険期間を通じて基本補償(生産物特約条項)として設定いただく保険金額(3億円、2億円、1億円、5,000万円のいずれか)の3%が限度となり、かつ、基本補償(生産物特約条項)で支払われる保険金と合算して基本補償の保険金額を限度とします。(自己負担額は基本補償と同額です。) 回収費用とは・・・回収生産物の輸送費用、検査費用、保管費用、廃棄費用等をいいます。 ※財物賠償事故のみが発生した場合は、補償の対象となりません。 ※回収費用については、被保険者が負担したものだけが補償対象となります。被保険者以外(例:完成品メーカーなど)が負担した回収費用を被保険者に対して求償した場合は、上記の生産物特約条項にて補償します。

任意にご加入いただける補償(オプション補償)

被害者対応費用 (被害者対応費用担保追加条項)		【被害者への見舞金・見舞品購入費用、臨時に支出した費用】(被害者対応費用担保追加条項) 契約にセットされている各特約条項で補償の対象となる事故が発生したことにより、賠償責任を負うことで損害が発生するおそれがあると被保険者が知った時点で、被保険者が支出した次の費用(社会通念上妥当と思われる費用にかぎります。.)に対して補償します。 ①身体の障害が発生した場合の見舞金、見舞品購入費用 ②財物の損壊が発生した場合の臨時費用 この補償の保険金額および自己負担額は下表のとおりです。			
		保険金額			自己負担額
被害者1名 (法人の場合は1法人)		対人見舞費用	死亡の場合	10万円	なし
			死亡以外の場合	2万円	
		対物臨時費用		2万円	
		保険期間中			
事故対応特別費用 (事故対応特別費用担保追加条項)		【事故対応特別費用】(事故対応特別費用担保追加条項) 契約にセットされている各特約条項で補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいはそのおそれがあることを被保険者が知った時点で、その対処のために支出した文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用、通信費などを補償します。 この補償の保険金額は、保険期間を通じて1,000万円限度となります。(自己負担額はありません。)			
工事業拡張パック	(身体障害および財物損壊発生時の工事遅延損害担保追加条項)	対象工事の履行期日の翌日から起算して6日以上遅延が発生し、発注者に対して法律上の遅延損害を負担することにより被る損害を補償します。この補償の保険金額は、工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金または500万円のいずれか低い金額をお支払います。(自己負担額はありません。)			
	(作業対象物担保追加条項)	被保険者が事故発生時に直接作業を加えている財物(作業対象物)の損壊について被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。この補償の保険金額は、基本補償として設定いただく保険金額(3億円、2億円、1億円、5,000万円のいずれか)と同額です。(自己負担額はありません。)			
	(支給財物損壊担保追加条項)	工事を遂行するために他人から支給された資材および設置工事の目的物の損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。この補償の保険金額は、1事故500万円が限度となります。(自己負担額:5万円)			
	(リース・レンタル財物損壊担保追加条項)	工事を遂行するために工事場内および施設内において使用または管理するリース・レンタル財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。この補償の保険金額は、1事故500万円が限度となります。(自己負担額:5万円)			

※地盤崩壊危険は補償されませんのでご注意ください。

※工事業拡張パック(オプション)をセットしないかぎり支給資材や作業対象物は補償対象外となりますのでご注意ください。

対象となる業種

主に以下の工事を請け負っている工事業者が対象となります。

道路工事	道路建設、道路・広場・プラットホームの舗装等
建設(内装)工事	ビル建設・増改築工事、内装工事等(新規に建物全部もしくは一部を建築・改装する工事)
据付工事	既存建物等に対して機械・設備・什器等を設置・取り外しする工事(給排水管の設置・取り外しは除く。)
管工事	上下水道工事、給排水管工事(新設工事、復旧工事および維持・メンテナンス)
造園	造園、草刈り作業、植栽等



保険金のお支払事例

工事中の事故例

業種	事故の概要	お支払額
道路工事	道路工事箇所をバイクで通行した人がスリップして転倒し、骨折した。原因は、敷いてあった鉄板にスリップ防止を施していなかったため。	1,615万円
道路工事	道路にシートパイルを打ち込んだところ、電話ケーブルを切断してしまった。	567万円
建設工事	工事現場の足場が崩れ、歩道を歩いていた通行人および道路に停車中の車にぶつかった。通行人が負傷し、車にも損害を与えた。	547万円
据付等工事	電気溶接機の火花が隣家の酒店へ落下して出火。建物、商品等に損害を与えた。	4,290万円

工事終了後の事故例

業種	事故の概要	お支払額
内装工事	設置作業を行ったイベント会場で、ボルトが緩んだためベニヤ板から機材が落下し、見物客の頭部に当たり負傷させた。	228万円
据付等工事	浴室床下の配管の接続溶接が不十分だったため水漏れし、階下の和室の内装に水濡損害を与えた。	705万円
据付等工事	看板のネオン管に施工ミスがあったため出火した。店舗建物が焼損し、さらに休業損害が発生した。	390万円

保険料率表

〈基準値は売上高100万円あたり 単位:円〉

コード	業 種	年間売上高	保険金額(支払限度額) 3億円(自己負担額なし)		保険金額(支払限度額) 2億円(自己負担額なし)		保険金額(支払限度額) 1億円(自己負担額なし)		保険金額(支払限度額) 5,000万円(自己負担額なし)	
			基準値	加算値	基準値	加算値	基準値	加算値	基準値	加算値
Q1	道路工事	5千万円以下	7,574	0	6,856	0	5,786	0	4,905	0
		5千万円超1億円以下	7,574	0	6,856	0	5,786	0	4,905	0
		1億円超2億円以下	3,005	457,000	2,665	419,100	2,176	361,100	1,788	311,800
		2億円超3億円以下	2,184	621,400	1,946	562,900	1,600	476,500	1,323	404,900
		3億円超5億円以下	2,184	621,400	1,946	562,900	1,600	476,500	1,323	404,900
		5億円超30億円以下	1,746	840,500	1,562	754,900	1,293	630,000	1,075	528,800
Q2	建設工事 (内装工事等を含む)	5千万円以下	2,906	0	2,626	0	2,210	0	1,868	0
		5千万円超1億円以下	2,690	10,900	2,432	9,700	2,046	8,300	1,731	7,000
		1億円超2億円以下	2,475	32,500	2,237	29,200	1,883	24,600	1,593	20,700
		2億円超3億円以下	1,782	171,100	1,613	154,000	1,361	129,400	1,151	109,100
		3億円超5億円以下	1,498	256,400	1,352	232,300	1,139	195,900	962	166,000
		5億円超30億円以下	1,002	503,700	906	455,300	763	384,100	643	325,100
Q3	据付工事等	5千万円以下	5,869	0	5,363	0	4,599	0	3,960	0
		5千万円超1億円以下	5,551	16,000	5,070	14,650	4,345	12,800	3,740	11,100
		1億円超2億円以下	5,234	47,700	4,777	43,950	4,090	38,200	3,518	33,300
		2億円超3億円以下	3,558	382,900	3,258	347,750	2,803	295,800	2,421	252,900
		3億円超5億円以下	3,062	532,000	2,795	486,650	2,393	418,600	2,059	361,300
		5億円超30億円以下	1,958	1,083,500	1,791	988,650	1,536	847,800	1,323	729,600
Q4	管工事	5千万円以下	7,014	0	6,422	0	5,524	0	4,767	0
		5千万円超1億円以下	6,531	24,200	5,977	22,250	5,137	19,400	4,432	16,900
		1億円超2億円以下	6,048	72,500	5,532	66,750	4,752	57,900	4,098	50,300
		2億円超3億円以下	4,355	411,300	3,996	373,950	3,448	318,900	2,985	273,100
		3億円超5億円以下	3,606	635,800	3,299	583,050	2,834	503,400	2,443	435,700
		5億円超30億円以下	2,387	1,245,500	2,185	1,140,050	1,879	980,300	1,622	846,100
Q5	造 園	1億円以下	15,245	0	13,517	0	11,055	0	9,102	0
		1億円超2億円以下	11,567	367,900	10,120	339,700	8,097	295,800	6,524	257,900
		2億円超5億円以下	6,761	1,329,100	5,929	1,177,900	4,761	963,100	3,850	792,800
		5億円超30億円以下	4,198	2,610,600	3,695	2,294,900	2,982	1,852,600	2,425	1,505,800

注①施設所有管理者特約条項、生産物特約条項、請負業者特約条項によりお支払いする保険金は、1事故あたり、それぞれ身体障害・財物損壊による損害を合算して、保険金額(支払限度額)が限度となります。

ただし、生産物特約条項によりお支払いする保険金は、保険期間を通じて、それぞれ身体障害・財物損壊による損害を合算して、保険金額(支払限度額)が限度となります。

注②自己負担額の詳細については、P3「商賠繁盛(工事業)の主な補償内容」もご参照ください。

保険料

$$\begin{aligned}
 & \left(\begin{array}{c} \text{最近の会計年度(1年間)の年間売上高} \\ \text{百万円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{基準値} \end{array} + \begin{array}{c} \text{加算値} \end{array} \right) \times \\
 & \begin{array}{c} \text{工事業拡張パック} \\ \text{(オプション)} \end{array} \\
 & (1 + 0.45) \times \left\{ \begin{array}{c} \text{(オプション)} \\ \text{被害者 事故対応} \\ \text{対応費用 特別費用} \end{array} \right\} = \begin{array}{c} \text{年間保険料} \\ \text{円} \end{array} \\
 & \text{(10円未満四捨五入し、10円単位)}
 \end{aligned}$$

※分割払の場合には、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。

※1 上記の年間保険料は**確定保険料**となります。

そのため、**保険期間終了後の確定精算手続きは不要**です。(「保険料の確定に関する追加条項」をセットのご契約となります。)

ただし、下記①～③のいずれかに該当する場合は**概算保険料方式**でのお引受けとなります。

①「最近の会計年度(1年間)の年間売上高」と「保険期間中の見込売上高」が大幅に異なる場合

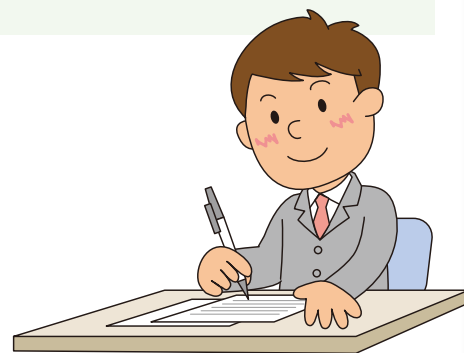
②新規事業の場合

③貴社(被保険者)のご希望により概算保険料とする場合

概算保険料方式でお引受けする場合には、「最近の会計年度(1年間)の年間売上高」を「保険期間中の見込売上高」に読み替えて保険料を算出します。

※2 最近の会計年度(1年間)の年間売上高は、原則として整数値としますが、小数点以下第3位まで算入することができます。(この場合、小数点第4位を四捨五入します。また、百万円単位まで正確に売上高をご確認願います。)

※3 最近の会計年度(1年間)の年間売上高等の、貴社(被保険者)の保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか改めてご確認いただき、相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いいたします。



補償の対象となる方(被保険者)

- ① 貴社(記名被保険者) ② 貴社の役員および使用人 ③ 貴社の下請負人
④ 貴社の下請負人の役員および使用人 ⑤ その他保険証券に記載された方(追加被保険者)

※②③④⑤は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

⚠ 上記は施設所有管理者特約条項、請負業者特約条項、生産物特約条項の補償における被保険者です。その他の補償やセットするオプション補償によっては、被保険者の範囲が基本補償と異なる場合があります。
詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⚠ 被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。
詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険期間

保険期間は1年間です。なお、損害賠償請求の時期を問わず、保険期間中に生じた賠償事故が保険の対象となります。
保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

ただし保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

保険の適用地域

この保険契約の適用地域は日本国内となります。

保険金をお支払いできない主な場合

賠償責任保険普通保険約款

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ③被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑤排水または排気(煙、蒸気、じんあいまたは騒音を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

※「賠償責任保険追加条項」および「商賠繁盛追加条項」の規定を読み替えた内容を記載しています。

賠償責任保険追加条項

- ①保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
 - ②原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
 - ③石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
 - ④汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
 - ⑤医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
 - ⑥記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (注)「記名被保険者が所有、使用または管理する財物」のことを『管理財物』といいます。『管理財物』の範囲は以下のとおりです。

	名称	定義
1	所有財物	記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。
2	受託財物	次の①から④までに掲げる他人の財物をいいます。
		① 借用財物 記名被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
		次のアおよびイの財物をいいます。
		ア. 作業(注1)に使用される材料または部品をいい、既に作業(注1)に使用されたものを含みます。
		イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
		③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。
		④ 作業受託物 作業(注1)のために記名被保険者の所有または管理する施設内(注2)にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。
3	作業対象物	受託財物以外の作業(注1)の対象物をいいます。

(注1) 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注2) 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

施設所有管理者特約条項

- ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
 - ②航空機、自動車または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
 - ③屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
 - ④仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後をいいます。)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。(注)ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任を除きます。
 - ⑤被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任(注)
 - ⑥支給財物の損壊に起因する賠償責任
 - ⑦次のアからエに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
- ア. 記名被保険者の役員または使用人
イ. 記名被保険者の下請負人
ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人
エ. 追加被保険者

(注)「生産物特約条項」で補償の対象となります。

※昇降機の所有、使用、または管理に起因するもので、次のアまたはイの賠償責任については保険金を支払いません。

ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

イ. 昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任

請負業者特約条項

- ①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のアからウの事由に起因する賠償責任
- ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物または土地の損壊
ウ. 地下水の増減
- ②施設の屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
 - ③航空機または自動車の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
 - ④仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。(注)ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
 - ⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任(注)
 - ⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
 - ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任
 - ⑧次のアからエに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
- ア. 記名被保険者の役員または使用人
イ. 記名被保険者の下請負人
ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人
エ. 追加被保険者

(注)「生産物特約条項」で補償の対象となります。

生産物特約条項

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった

箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。)(注)

②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任

(注) 身体賠償事故が発生した場合のみ、商賠繁盛追加条項で一定金額まで補償対象となります。

商賠繁盛追加条項

●生産物または仕事の目的物自体の損壊担保条項

①生産物特約条項に規定する事故によって生じた財物の損壊が不良完成品損害に起因する賠償責任

②生産物特約条項に規定する事故によって生じた財物の損壊が不良製造品・加工品損害に起因する賠償責任

●生産物等回収費用担保条項

①販売業者等(回収生産物等の製造、加工または流通にかかわる被保険者以外の者をいいます。)が回収措置を実施するために回収費用を負担し被保険者に対して求償した場合は、被保険者がその回収費用を負担することによって被る損害

②保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意もしくは重大な過失による事故の発生。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

③保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失による法令違反。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

④保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)が、保険期間の開始時(この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時をいいます。)において既に知っていた事故もしくは知り得ていたと合理的に推定できる事故

⑤生産物または仕事の目的物の自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色その他これらに類する事由

⑥保存期間または有効期間を限定して製造、販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化

⑦遺伝子組換え、牛海綿状脳症(BSE)またはインフルエンザ

⑧回収生産物等の修理もしくは交換上のかし、または代替品のかし

●人格権侵害担保条項

①被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

②採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任

③最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任

④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為に起因する賠償責任

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任

⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。

⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任

⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任

工事拡張パック(オプション)

●支給財物損壊担保追加条項

①発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡した後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任

②他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任

③損壊した支給財物の使用不能損害に起因する賠償責任

●リース・レンタル財物損壊担保追加条項

①リース・レンタル財物について正当な権利を有する者に引き渡した後に発見されたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任

②リース・レンタル財物に対する保守、点検、修理、部品交換等の作業により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任

③電氣的または機械的な原因により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任

④傷、汚れ等の外観上のみの損壊でリース・レンタル財物が有する機能上の支障がない損壊に起因する賠償責任

⑤リース・レンタル財物のベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類、切削工具の切削部位、研磨工具の研磨部位、工具類の刃その他これに類する消耗部位、潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材その他運転に供される資材、またはフィルタエレメント、電熱体、金網、ろ布、ろ布枠等の消耗品もしくは消耗材に単独に生じた損壊に起因する賠償責任

⑥損壊したリース・レンタル財物の使用不能損害に起因する賠償責任

⑦正当な取扱方法等に従わずに生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任

●身体障害および財物損壊発生時の工事遅延損害担保追加条項

①請負業者特約条項に規定する事故による損害が生じていない対象工事の遅延に起因する賠償責任

②請負業者特約条項に規定する事故による損害と対象工事の遅延に直接的因果関係が存在しない遅延に起因する賠償責任

など

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証を交付しておりませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑥ 契約申込書の記載事項の確認

売上高、請負金額、完成工事高等(以下、「売上高等」といいます。))の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項と事実が異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

⑦ 保険料の算出について

- 売上高等によって保険料を算出する概算保険料方式のご契約については、「保険料の確定に関する追加条項」をセットする場合を除き、売上高等が確定した後に、確定した売上高等に基づき算出した保険料(以下、「確定保険料」といいます。))との差額を返還または請求します。確定保険料の算出基礎数字となる売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただく場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でご契約いただいている場合で、かつ、保険料が最低保険料(注)となっているご契約について、確定保険料が最低保険料(注)を下回った場合は、保険料の返還は行いません。
- この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

⑧ 保険料のお支払い方法

- 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- 分割払の場合には、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。
- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなくなったり、保険契約が解除される場合があります。

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

	通知事項
① 記名被保険者が個人 ^(※1) のお客さまの場合	告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご連絡ください。
② 記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合	次のような場合には、あらかじめ ^(※2) 取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。 保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

(※1) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)は、個人に含みます。

(※2) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまで申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

⑤ 示談交渉サービスはありません

● この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

● なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

⑤ 訴訟により提起された場合

この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

⑥ 質権の設定について

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

◆カスタマーセンター

0120-888-089

おかけ間違いにご注意ください。



【受付時間】

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

（12月31日～1月3日は休業）

（注1）お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

（注2）パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合 （指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808（通話料有料）

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平 日：午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<https://www.sonpo.or.jp/>）

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先